

日本電子健康保険組合
理事長殿

雇用保険失業給付受給に伴う誓約書

健康保険の被扶養者申請にあたり、雇用保険失業給付の待期期間・給付制限期間を終えて受給を開始したときは、下記のとおり手続きすることを誓約します。

記

1. 受給開始後の基本手当日額が 3,612 円以上の場合は、速やかに被扶養者資格削除の手続きを行い、健康保険被保険者証（以下、被保険者証という）を返却します。
2. 上記1の手続きを怠り、被保険者証を使用して診療を受けた場合は、医療費を全額返還します。
3. 待期期間・給付制限期間中に就業を開始した場合は、速やかに被扶養者資格削除の手続きを行います。ただし、就業後の収入が扶養基準内の場合は、収入額のわかる証明書を提出します。

以上

	平成	〇〇	年	〇〇	月	〇〇	日
被保険者記号	15	番号	150				
被保険者氏名	健保 太郎 印						
申請する被扶養者名	健保 さくら						

- 添付書類：1. 「離職票 1. 2」コピー
2. 「雇用保険受給資格者証」コピー（失業給付申請手続き後に、公共職安から渡されます。）

[収集する個人情報について]

本誓約書に記入された個人情報は、本誓約書に係る業務処理の目的にのみ使用し、他の目的には使用いたしません。